

<p>(a) 公衆からの預金その他払戻しを要する資金の受入れ</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 銀行、マーチャント銀行及び金融会社として認可された機関のみが預金を受け入れることができる。 外国の金融機関が、当該外国における倒産管財又は清算手続において、当該外国の預金者と比べて当該金融機関の海外事務所での預金者に対し低い優先権を与えることを当該外国の法令により要求される場合には、シンガポール通貨監督</p>	<p>(1) 約束しない。 (2) 制限しない。 (3) 商業銀行 シンガポールにおいて設立された銀行は、役員会及び上級取締役の指名の決定及び見直しのための指名委員会の設立が義務付けられる。シンガポールにおいて設立された銀行の役員の過半数は、シンガポール市民又はシンガポール永住者のいずれかでなければならぬ。 外国銀行は、一の事務所</p>
------------------------------------	---	--

---

庁は、当該金融機関のシンガポール事務所の預金者の利益を保護するために当該金融機関に対して適切な差別的措置を講ずることができ

きる。

シンガポール通貨監督庁は、外国の銀行に、シンガポールの国内法に準拠して設立することを要求することが

とができる。

外国銀行、マーチャント銀行及び金融会社の設立及び運営もまた、7 B (a) から(1)までのサービス分野に係る制限及び次の制限に従うものとする。

商業銀行

日本の銀行に対し、

一のフル・バンク（F

においてのみ業務を行うことができる（窓口外業務を除く。）。外国銀行は、店舗外の現金自動預入支払機、現金自動預入支払機、ネットワーク及び新たな分店を設置することができない。

すべての電子銀行サービスの提供については、約束しない。

銀行及び分店の設置及び移転については、シンガポール通貨監督庁の事前の許可が必要である。

制限付銀行は、居住者及び非居住者より外貨定期預金のみを受け入れ並びに当該居住者及び非居住者のために当座預金口座を運営す

---

B) 免許が与えられる  
(注)。外国銀行は、  
オフショア銀行の支店  
又は代表事務所のみを  
新たに設置することが  
できる。

注 本件に係る認可  
は、7Bのサービ  
ス分野の注釈に従  
うことを要する。  
フル・バンク(F  
B) 免許を申請す  
る意図を有する日  
本の銀行は、シン  
ガポール通貨監督  
庁その他関係当局  
又は団体の関連す  
る認可基準に従う  
ことを要すること  
が確認される。

---

ることができ。シンガ  
ポール・ドル建ての預金に  
ついては、一預金当たり二  
五万シンガポール・ドル以  
上の定期預金のみを受け入  
れ及び当座預金口座を運営  
することができる。

オフショア銀行は、居住  
者及び非居住者より外貨定  
期預金を受け入れることが  
できる。シンガポール・ド  
ル建ての預金については、  
オフショア銀行は、非居住  
者より一預金当たり二五万  
シンガポール・ドル以上の  
定期預金のみを受け入れる  
ことができる。

マーチャント銀行  
マーチャント銀行は、一  
の事務所においてのみ業務

---

---

代表事務所は、営業  
を行い又は代理店とし  
て活動することができ  
ない。

銀行は、シンガポー  
ル通貨監督庁の許可を  
得て、非居住者のため  
にのみ外貨貯蓄預金口  
座を運営することがで  
きる。

日本の銀行に対して  
は、ホールセール・バ  
ンク（WB）免許の発  
給数に係る制限は、撤  
廃される（注）。

注 本件に係る認可  
は、7Bのサービ  
ス分野の注釈に従  
うことを要する。

ホールセール・バ

を行うことができる（窓口  
外業務を除く。）。

マーチャント銀行の設置  
及び移転については、シン  
ガポール通貨監督庁の事前  
の許可が必要である。

マーチャント銀行は、シ  
ンガポール通貨監督庁の許  
可を得て、外貨資金を居住  
者及び非居住者から調達  
し、非居住者のために外貨  
貯蓄預金口座を運営し、並  
びに自らの株主から及び自  
らの株主、銀行、その他の  
マーチャント銀行及び金融  
会社によって支配されてい  
る会社からシンガポール・  
ドル建ての資金を調達する  
ことができる。

金融会社

---

ンク（WB）免許を申請する意図を有する日本の銀行は、シンガポール通貨監督庁その他関係当局又は団体の関連する認可基準に従うことを要することが確認される。

ホールセール・バンク（WB）は、次の業務を行うことが認められない。

- (a) 二五万シンガポール・ドル以下のシンガポール・ドル建て定期預金の受入れ
- (b) 貯蓄預金口座の

金融会社及び分店の設置及び移転については、シンガポール通貨監督庁の事前の許可が必要である。

外国資本が所有する金融会社は、店舗外の現金自動預入支払機、現金自動預入支払機ネットワーク及び新たな分店を設置することができない。

---

提供

(c) シンガポールに  
居住する自然人に  
対するシンガポー  
ル・ドル建て利付  
き当座預金口座の  
運営

(d) シンガポール・  
ドル建て債券及び  
譲渡性預金証書の  
発行。ただし、シ  
ンガポール通貨監  
督庁又はその後継  
機関が発行する  
ホールセール・バ  
ンク（WB）の業  
務に関するガイド  
ラインに定める最  
短満期、最小額面  
又は投資家の種類

---

---

に関する要件を満たす場合は、この限りでない。

一の外国株主又は関連する外国株主集団は、シンガポールにおいて設立された銀行の株式を五パーセントを限度に保有することができる。シンガポール通貨監督庁の許可は、五パーセント、一二パーセント及び二〇パーセントを超える株式の保有についても必要となる。

上限値を超える株式保有の申請の審査に当たっては、シンガポール通貨監督庁は、不当

---

---

な支配を予防し、公共の利益を保護し又は金融システムの一体性を確保するために必要と考える条件を課すことができる。

シンガポールにおいて設立された銀行の子銀行に関し、親銀行以外の投資家による株式の保有は、最大四九パーセントに制限する。子銀行の経営は、親銀行であるシンガポールにおいて設立された銀行が支配しなければならぬ。

マーチャント銀行

外国銀行及びマーチャント銀行は、マー

---



---

チャント銀行の子銀行  
又は支店を設立し又は  
設置することができる。  
る。

金融会社

新たな金融会社の設  
立は、認められない。

国内の金融会社の外  
国資本比率は、二〇  
パーセントを超えては  
ならない。

外国通貨、金その他  
貴金属の取引及び外貨  
建ての株式、債務証券  
又は転換証券の取得  
は、金融会社法（第百  
八章）に基づくシンガ  
ポール通貨監督庁の許  
可の対象となる。

(4)

各分野に共通の約束にお

(4)

約束しない。

ける記載を除くほか、約束  
しない。